

第三期中期目標期間業務実績評価の対応方針について

1 概要

地方独立行政法人は、地方独立行政法人法第28条第1項第3号に基づき、中期目標期間における業務の実績について、知事の評価を受けなければならない。

また、評価の実効性・客観性を担保するため、東京都が設立する地方独立行政法人の評価に関する指針第2の2及び6(6)に基づき、東京都地方独立行政法人評価委員会から意見聴取を行うものとする。

【評価の目的】

中期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資すること

業務実績を調査・分析し、中期目標の達成状況の全体について総合的に評価

実績見込みと実績との間に乖離がある場合にはその原因の分析を行い、中期目標の変更の必要性について検討

2 構成

(1) 全体評価

- 評語
項目別評価を基礎とし、政策上の要請等、法人全体の評価に影響を与える事象等を加味した評語を記載
- 高く評価すべき事項及び改善・充実を求める事項
全体評価の評語とともに、都民に分かりやすく提示するための記載事項。次期中期目標の変更等の対応が必要な事項があれば記載する。

※東京都の評価指針別表4より

評語
～特筆すべき業務の達成状況にある
～優れた業務の達成状況にある
～着実な業務の達成状況にある
～やや不十分な業務の達成状況にある
～不十分な業務の達成状況にある

(2) 項目別評価

- 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うもので、「B」を標準とする。
- 年度評価及び前年度実施の見込評価を踏まえ総合的に行う。また、見込評価時に見込んだ期間終了時の業務実績と実際の業務実績に大きな乖離がある場合は、その理由を明確かつ具体的に記載する。

以下の表は、年度評価における各評語の項目数及び割合（各評語の項目数／全項目数）を計上したものの

評語 ※東京都の評価指針別表3より	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度		三期期間評価	
	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
【S】 中期目標の達成状況が極めて良好である	0	0%	2	10%	2	10%	1	5%				
【A】 中期目標の達成状況が良好である	10	50%	8	40%	11	55%	12	60%				
【B】 中期目標の達成状況が概ね良好である	10	50%	10	50%	7	35%	7	35%				
【C】 中期目標の達成状況がやや不十分である	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%				
【D】 中期目標の達成状況が不十分であり、法人の組織、業務等に見直しが必要である	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%				

別途実施

※令和4年度における新型コロナウイルス感染症への対応に係る法人の努力については、前年度と同様に基本的に全体評価（総評）及び項目20において評価し、各項目の評定にも反映